

(案)

第4次地域管理経営計画書

(富士川上流森林計画区)

計画期間 自 平成24年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進しており、具体的には、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。このような中で、平成21年12月に今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化等を軸として、効率的な林業経営の基盤づくりや木材の安定供給に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」が作成された。

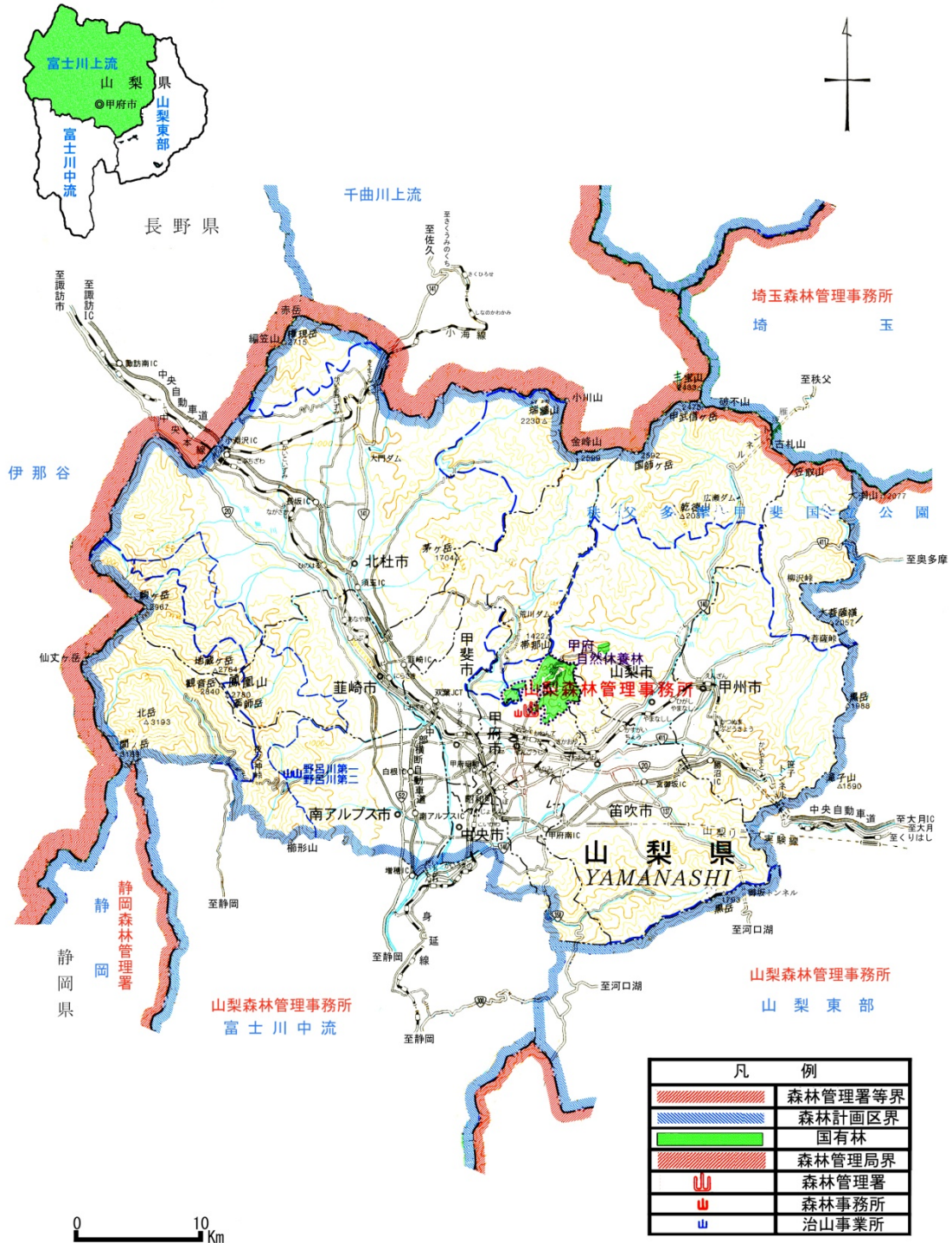
また、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、国有林に対しては、森林共同施業団地の推進、担い手となる林業事業体の育成、国有林野のフィールドを活用した人材の育成、原木の安定供給体制づくりなどによる森林・林業再生への貢献が求められており、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げられているところである。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされたことから、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生を通じた川上から川下までの効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用など、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに寄与していく必要がある。

本計画は、こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請に応えるべく、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の富士川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、富士川上流森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関との連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

富士川上流森林計画区の国有林野位置図



目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
	(1) 計画区の概況	1
	(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	1
	ア 計画区内の国有林野の現況	1
	イ 主要施策に関する評価	4
	① 伐採量	4
	② 更新量	4
	③ レクリエーションの森	4
	(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）	5
	ア 生物多様性の保全	5
	イ 森林生態系の生産力の維持	6
	ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
	エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
	オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
	カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	7
	キ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	7
	(4) 政策課題への対応	8
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
	(1) 機能類型毎の管理経営の方向	9
	ア 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	11
	○ 森林空間利用タイプ	11
	イ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	12
	(2) 地域ごとの機能類型の方向	12
3	流域管理システムの推進に必要な事項	13
	(1) 流域ニーズの的確な把握	13
	(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等	13
	(3) 民有林・国有林一体となった取組	13
	(4) 下流域との連携	13
4	主要事業の実施に関する事項	15
	(1) 伐採総量	15
	(2) 更新総量	15
	(3) 保育総量	15
	(4) 林道の開設及び改良の総量	15

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	16
1	巡視に関する事項	16
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	16
	(2) 境界の保全管理	16
	(3) 入林マナーの啓発・普及	16
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	16
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	17
	(1) 保護林	17
	(2) 緑の回廊	17
4	その他必要な事項	17
	(1) 希少猛禽類の生息に関する事項	17
	(2) その他	17
III	林産物の供給に関する事項	18
1	流域内から産出される林産物の需要に関する事項	18
2	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	18
3	その他必要な事項	18
IV	国有林野の活用に関する事項	19
1	国有林野の活用の推進方針	19
2	国有林野の活用の具体的手法	19
3	その他必要な事項	19
V	国民参加による森林の整備に関する事項	20
1	国民参加の森林に関する事項	20
2	分収林に関する事項	21
3	その他必要な事項	21
	(1) 森林環境教育の推進	21
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	21
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	22
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	22
	(1) 林業技術の開発	22
	(2) 林業技術の指導・普及	22
2	地域の振興に関する事項	22

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、山梨県北西部に位置する富士川上流森林計画区[※]内の国有林野 1,249ha であり、当森林計画区の森林面積の 1% に当たる。

当計画区は、西部の南アルプス連山、北部の八ヶ岳山地、奥秩父山塊及び東部の大菩薩連嶺等の高峰に三方を囲まれ、中央部以南には甲府盆地が開けている。これらの山岳を源とし、大小河川が富士川（釜無川）に合流し太平洋に注いでいる。

当計画区の大部分の国有林は、甲府市北東部の富士川の支流相川の源流域に位置し、下流域の水源地として重要な役割を果たしており、92% が水源涵養を目的とした保安林[※]に指定されている。

林況[※]は、アカマツ、ヒノキ、スギを主体とする人工林が 90% を占め、甲府市内の国有林野全域を自然休養林に設定し、歩道等の施設が整備され、都市近郊林として広く親しまれている。

また、地元小中学生が様々な体験ができる森林、ボランティア団体等が自主的に整備活動を行なう森林なども設定しており、森林を利用したレクリエーション、森林環境教育や保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 23 年 3 月 31 日時点）は、人工林を中心とする育成林が 1.1 千 ha（育成単層林 1 千 ha、育成複層林 0.1 千 ha）、天然生林が 0.1 千 ha となっている。（図-1-1、図-1-2 参照）

主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではアカマツ 125 千 m³、ヒノキ 63 千 m³、スギ 38 千 m³、カラマツ・その他針葉樹 15 千 m³、その他広葉樹が 10 千 m³ となっている。

（図-2 参照）

人工林について見ると、齢級[※]構成は図-3 のとおりであり、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 1%、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 10%、9 齢級以上の高齢林分が 89% となっている。

※【富士川上流森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、山梨県では、富士川上流、富士川中流、山梨東部の 3 森林計画区に区画されています。

※【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

※【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

※【齢級】

林齢（樹木の年齢）を 5 年の幅にくくったもの。

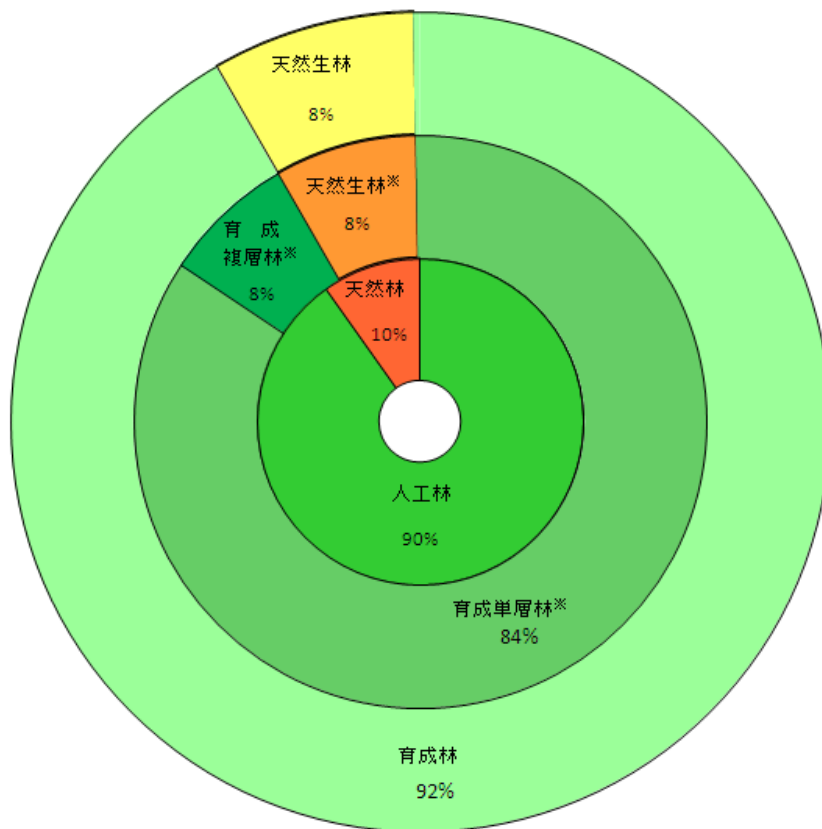
1 齢級は、1～5 年生、

2 齢級は、6～10 年生、

10 齢級は、46～50 年生など

となります。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

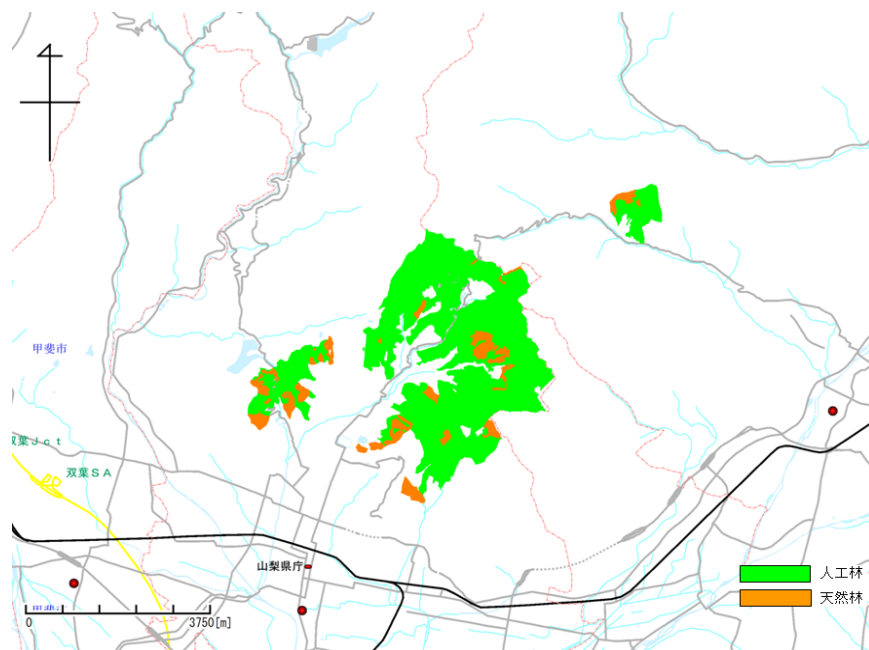
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

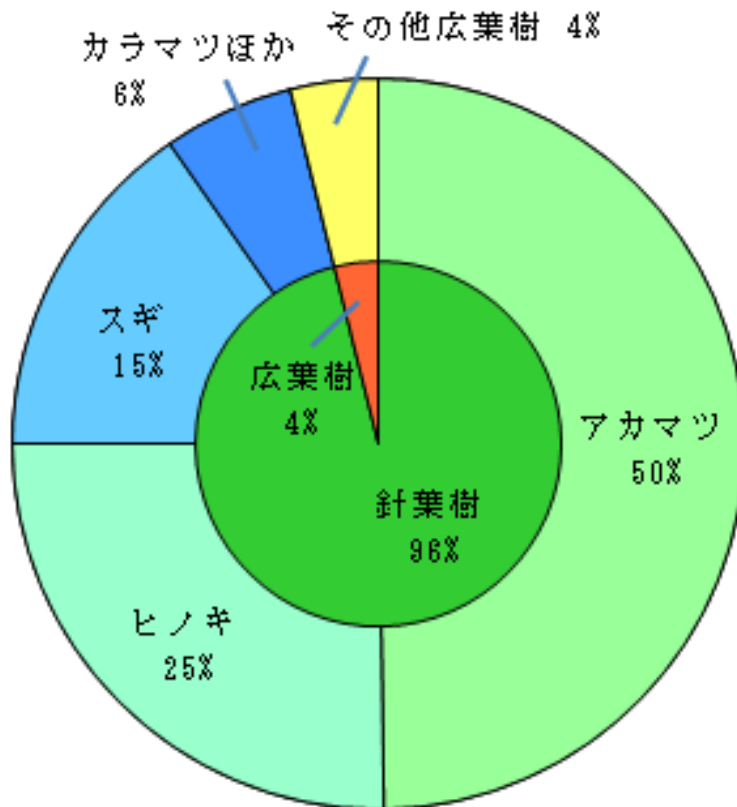
※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

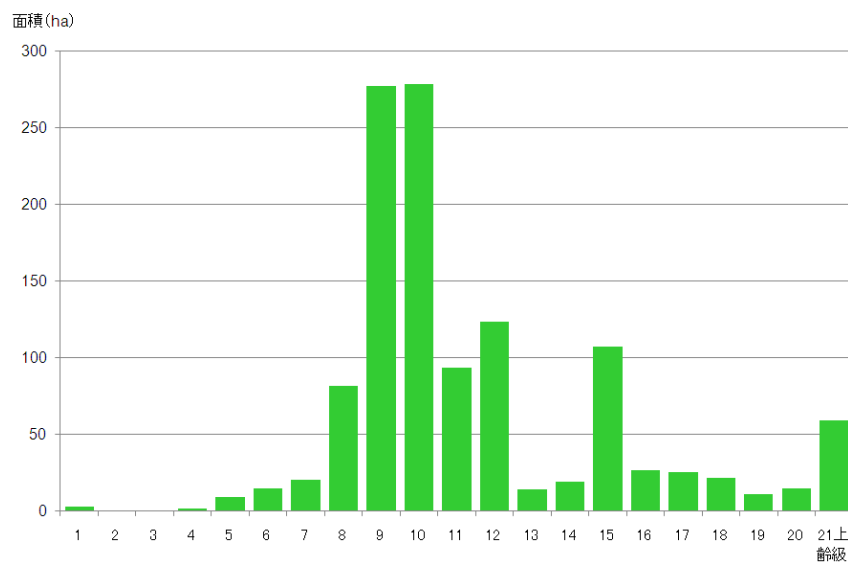
図-1-2 人工林、天然林の分布状況



図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成19年度～平成23年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。
(平成23年度は実行予定を計上した。)

① 伐採量

主伐^{*}の計画はなかったが、松くい虫被害のまん延防止対策に係る臨時伐採として800m³の実績となった。

間伐^{*}は、松くい虫被害のまん延防止対策や地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、これまで間伐を実施していない小径級林分を優先したため、材積は、計画より低位に止まった。

(単位 面積：ha、材積：m³)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐 採 量 (間伐面積)	—	29,509 (238)	800	27,182 (479)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量^{*}は間伐に含めた。

② 更新量^{*}

更新については、計画期間中に発生した松くい虫被害木の伐採跡地に人工造林を実行したため、計画を上回る結果となった。

(単位 面積：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新 量	2	—	3	—

③ レクリエーションの森^{*}

甲府自然休養林は、都市近郊にあつて市民が容易に利用できる場であり、山梨県が森林公園「武田の杜」の一部として歩道等の整備を行っている。また、要害山をはじめとする史跡などの観光資源にも恵まれ、一年を通じて多くの人を訪れている。

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き切りする択伐、複層林造成のため行う複層伐などがあります。

※【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

※【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用して種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

※【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供します。

(単位 面積：ha)

種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然休養林	1	1,171	1	1,171
その他レクの森施設敷	—	—	—	—
計	1	1,171	1	1,171

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分[※]に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス[※]に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりである。

ア 生物多様性の保全[※]

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(平成23年3月樹立利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の間伐による林分の健全性の確保
- ・ 溪流等の保全に配慮した森林整備

※【機能類型区分】
P9以降、具体的に説明

※【モントリオール・プロセス】
欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

※【生物多様性】
生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

イ 森林生態系[※]の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し、健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の整備、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視及び防火線の管理
- ・ 松くい虫被害のまん延防止対策と樹種転換の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養[※]のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化又は複層林施業により裸地状態を減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

※【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質的エネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

※【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流出量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保育・間伐等の森林整備の推進
- ・ 天然生林を保安林として適切に保全・管理
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「ふれあいの森」等、協定方式による国民参加の森林づくり活動を支援するためのフィールドを提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、森林調査等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められている国有林野への期待に応じていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視点	主な取り組み目標
共生	<p>【生活環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫被害まん延防止対策の実施。 <p>【ふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「遊々の森」設定箇所等を活用し、学校、地方公共団体等と連携した森林環境教育を推進。 ・ レクリエーションの森の適切な管理と利用促進。
循環	<p>【木材の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の有する機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・ 森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 <p>【森林資源の適切な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的、効率的に森林整備を行うため、1.9kmの林業専用道の整備を計画。
地球温暖化防止	<p>育成林 1,105ha のうち 300ha の間伐を計画。天然生林*144ha のうち 85%に当たる 123ha を保安林として保全。</p>

※【本項に係る天然生林面積】
左記の天然生林面積は、P2で説明した天然生林面積に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。

このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の2つに区分し、次のような管理経営を行なうこととする。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係については、表-1のとおりである。

機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要の施業の結果得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等の地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施策を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表－1 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

単位:ha

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
水 土 保 全 林	国土保全タイプ 土砂流出・崩壊防備	・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林	—
	国土保全タイプ 気象害防備	・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林(立地条件(海岸)により除外する場合もある。)	—
	国土保全タイプ 生活環境保全	・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林(立地条件(都市部)により除外する場合もある。)	—
	水源かん養タイプ	・水源涵養機能維持増進森林	—
森林と人との共生林	自然維持タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある。)	—
	森林空間利用タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある。)	1,171
資源の循環利用林		・水源涵養機能維持増進森林(分収林については、契約に基づく取扱いを行う。)	78
合 計			1,249

ア 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、森林空間利用タイプとして区分し取り扱うこととする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

○ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林 (単位:ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面積	—	—	1,171	1,171	1,171

イ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林

(単位:ha)

区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	77	1	78

注) 1 「その他産業活動の対象」は、貸付地の面積である。

注) 2 資源の循環利用林は、国有林の地域別の森林計画で定める公益的機能別施業森林(水源涵養機能維持増進森林)に該当することから、伐期の間隔の拡大、皆伐面積の規模の縮小を図る。

なお、分収林については、契約に基づき伐採する。(ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う。)

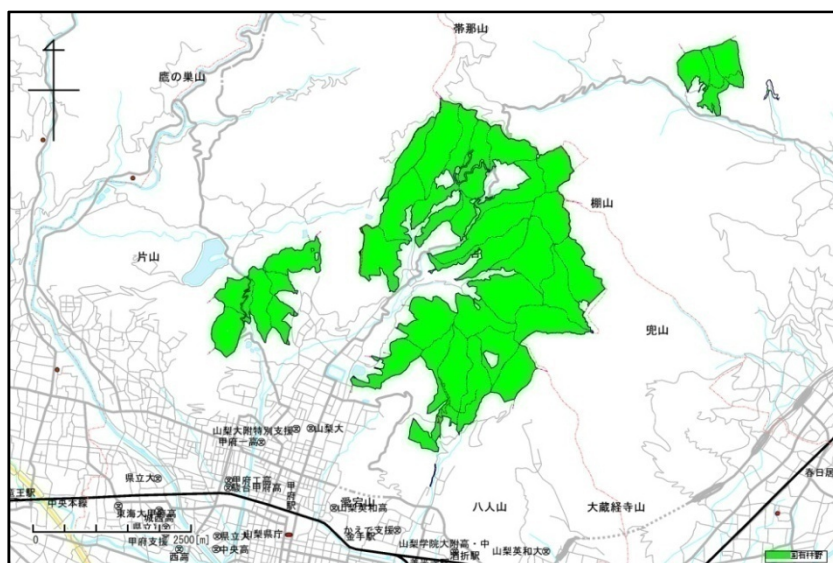
(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区の国有林野は、計画区の中央部の甲府市と山梨市に所在し、大半が甲府市街地の北方へ約5kmにある都市近郊林である。(図-4)

甲府市の国有林野は、甲府市民から「裏山」の愛称で親しまれており、国有林の全域(分収林を除く。)を甲府自然休養林に設定していることから、森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、山梨市の国有林野は、森林生産力が高い土地であることから、資源の循環利用林に区分し、公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な樹種の安定的供給に資するため、木材資源の充実を図ることとする。

図-4



3 流域管理システム[※]推進に必要な事項

当流域は、山梨県の中央部を流れる富士川の上流に位置し、都市部に近接している。森林面積は、山梨県土の3割を占め、流域内においては県内林業従事者の4割が就業しているなど、山梨県内の林業の中核をなしている。

また、都市部には、県産材供給拠点として、集成材加工施設や木材製品流通施設等の施設が整備されており、近年、施設で扱う素材生産量は増加傾向にある。

このような中で、国有林の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域ニーズの的確な把握、フィールドの提供、流域内の連携等について、取り組んでいくことが必要であり、引き続き国有林野事業流域管理システムアクションプログラムの実施等により、間伐の推進、地方公共団体との連携による都市近郊林の整備、森林教室の開催等に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

県、市町、林業事業体等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

国有林野における管理経営や技術について、国有林の現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、山梨森林管理事務所等のホームページに掲載し情報提供する。

また、体験活動等を希望する各種団体等には、流域内のフィールドを提供するとともに、技術援助や森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

木材の利用と間伐の推進を図る観点から、引き続き治山工事、林道工事へ間伐材を利用するとともに、路網の整備による搬出間伐の推進に努めることとする。

(4) 下流域との連携

甲府市街地近郊にある甲府自然休養林を地方公共団体と連携し、森林とのふれあいの場として整備するとともに、里山林においては、地域住民、小中学生を対象とした森林

※【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

教室、体験林業の開催などを引き続き行うなど、森林の多目的機能のPR、森林の働き、林業の役割等の情報をわかりやすく提供することとする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量*

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	—	24,098 (300)	33,498 《9,400》

- 注) 1 () は、間伐面積 (ha)
 2 計欄の《 》は、臨時伐採量*で内書き
 3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量

該当なし

(3) 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	2	1	3

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道*	3	1,865	—	—
うち林業専用道*	3	1,865	—	—

*【伐採総量】

国有林の地域別森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

*【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

*【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、天然林と人工林が形成する良好な景観や要害山などの史跡を有していることから、大部分を甲府自然休養林に設定しており、一年を通して入林者が多く、山火事発生の危険度が高い地域である。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、国民共通の財産であるとともに地域住民の生活空間としての役割をもつ国有林野の山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、民有地が複雑に入り組んでいることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、都市近郊という立地条件、優れた自然景観や史跡に恵まれており、近年の登山ブームや森林とのふれあい志向を背景に入林者が増加傾向にあり、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。

このため、国有林野保護監視員、地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、入林マナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

当計画区は、アカマツが森林資源量の半数を占めているが、松くい虫の被害対策が課題となっている。

松くい虫被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林との連携を図りつつ、伐倒駆除等により適切な防除を行い、被害のまん延防止に努めることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

該当なし

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に指定されている森林性猛禽類の生息には、生育・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、オオタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、有識者との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類と林業との共生に努めることとする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

当計画区の南アルプス市は、県内3つの木材流通拠点の1つとして位置付けられ、素材市場としての木材共販所及び小径木加工施設を拡充した国産材製材施設が整備されている。これらの流域を単位とした計画的な木材生産による供給量の増大に対応した国産材流通体制の整備とあわせ、地方公共団体等関係機関と連携し、その需要拡大を図ることとする。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林は、9割が人工林となっており、このうち、5～8齢級の間伐適期林分が1割、9齢級以上の高齢級林分が9割を占めている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

3 その他必要な事項

国有林で実施する林道等の工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野での間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、甲府市の都市近郊林である甲府自然休養林や要害温泉等の観光資源に恵まれているとともに、JR中央本線、中央自動車道等の基幹交通網による首都圏からのアクセスの利便性から、登山、ハイキング、自然探勝や保健休養の場として多くの人に利用されている。

これら自然環境を背景に発達した観光産業は、地域産業・経済に重要な役割を果たしていることから、今後も自然環境との調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林・観光資源を活かし、自然とのふれあい・教育文化・保健休養等の多種多様な国有林野の活用に応じることとする。

特に、甲府自然休養林は、市民に「裏山」と呼ばれるなど気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれているとともに、山梨県の森林公園「武田の杜」の一部として歩道等の整備が行われていることから、今後も地方公共団体と連携してPRに努めることとする。

また、自然環境や安全性に配慮した施設の整備、森林景観整備等に努めるとともに、指導標等の看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段を通じて、四季折々の見所等の情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

当計画区における主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) 国民参加の森(法人の森)、森林環境教育の森(学校林)等一分収造林契約等
- (3) 公園、道路等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図るものとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

当計画区の国有林野は、甲府市街地の北方約5kmと立地条件に恵まれており、甲府市民からは、「裏山」として親しまれているなど、市民と森林との関わりが強い地域であり、国有林野内で森林整備や森林環境教育等の実施を望む声も高まっている。

このため、自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めるものとする。

(1) ふれあいの森※

当計画区では、甲府商工会議所・公益財団法人オイスカ山梨県支部と「ふれあいの森」協定を締結し、フィールドの提供を行っている。

甲府商工会議所が自主的に植樹、保育等の森林整備活動を実施していることから、これらの活動を支援し、技術的助言や情報提供等に努めることとする。

協定の種類	名 称	面積 (ha)	位置(林小班)
ふれあいの森	甲府商工会議所の森	2.01	23 に ₂ 、ほ

※【ふれあいの森】

国有林野内において自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場を希望する団体と協定を締結し、活動フィールドを提供する制度です。

(2) 遊々の森※

当計画区では、地元小中学校と「遊々の森」協定を3箇所締結している。

それぞれの学校が森林環境教育、体験林業等を実施していることから、これらの活動を支援するとともに、引き続き、技術指導及び情報の提供等に努めることとする。

協定の種類	名 称	面積 (ha)	位置(林小班)
遊々の森	相川小学校遊々の森	2.39	1 い ₂ 、は
	北中学校遊々の森	8.77	3 ろ、に
	里垣小学校こどもの森	7.20	31 ろ ₂ ～に、 ほ ₂ 、へ ₂ 、 の

※【遊々の森】

国有林野内において、森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動の場を希望する団体と協定を締結し、活動フィールドを提供する制度です。

(3) 多様な活動の森*

当計画区では、甲府市と「多様な活動の森」協定を締結し、森林レクリエーションや森林ボランティア、森林環境教育等を通じて、多くの市民が樹木にふれあう里山づくりに取り組んでいることから、これらの活動を支援し、技術的助言や情報提供等に努めることとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
多様な活動の森	板垣の森	9.71	30 ち ₂ 、り、ぬ ₂ 、 る ₂ 、か ₂ 31 へ ₁ 、と ₂

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

また、山梨森林管理事務所主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民参加による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

*【多様な活動の森】

国有林内において、森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等の活動を希望する団体と協定を締結し、活動フィールドを提供する制度です。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

これらの林業技術の指導・普及と併せて、山梨森林管理事務所等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の未利用資源(森林景観を含む。)の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。